

川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要について

平成24年5月

都市計画部都市計画課

■趣旨

川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例の一部改正に伴い、同条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

■改正の内容

- (1) 駐車施設の構造及び設備の基準について、これまでは全ての駐車施設に対し一律の基準としてきましたが、10台未満の駐車施設については本基準を適用しないこととします。また、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合は、それらの法令の規定によることを明確にします。
- (2) 駐車施設設置（変更）特例申請の際、図面及び駐車施設調書の添付を求めることとします。また、申請結果を書面により通知することを明示するとともに、駐車施設設置（変更）特例承認書の様式を定めます。その他市長が必要と認める添付書類（借地の場合の土地賃貸借契約書や、建築物内の荷さばき駐車施設の断面図など）を求めることができることとします。
- (3) 図面の縮尺の指定をなくし、建築物の規模等により、適切な縮尺の図面を添付をすることができるように変更します。また、図面に明示すべき事項を明らかにします。
- (4) 特殊な装置を用いる駐車施設に係る申請、届出の場合は、国土交通大臣の認定書の写し又は当該特殊な装置の仕様を明示した図面の添付を求めることとします。
- (5) 荷さばきや自動二輪車の駐車施設のための記載欄を追加するなど条例の一部改正などに対応したものに、現行の様式第1号から様式第4号までについて変更します。

※その他規則の名称に使用する漢字の変更や文言の整理等の軽微な変更を行います。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号ロ「形式的な変更」に該当するため、意見募集の対象外となります。）

■施行予定日

平成24年7月1日